

# 庁内LANノートパソコン機器賃貸借仕様書

堺市上下水道局総務課

## 1 件名

---

庁内LANノートパソコン機器賃貸借

## 2 概要

---

本仕様書は、堺市行政情報ネットワークシステム（以下、「庁内LAN」という。）で使用するハードウェア及びソフトウェア等の賃貸、それら設定作業、環境構築作業及び保守作業等について記載する。詳細については、後述する各内容を参照すること。

## 3 賃貸借期間

---

平成30年2月15日から平成35年2月14日までの60ヶ月間

## 4 対象機器

---

別紙1「機器等仕様書」とおとりとする。

## 5 納品場所

---

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

「堺市上下水道局本庁舎」とする。

## 6 調達範囲

---

- ① 別紙1「機器等仕様書」に記載の機器及びソフトウェア（以下、「借入機器等」という。）の賃貸（リース）
- ② 借入機器等の設定、納入、設置、動作確認作業
- ③ 借入機器等の保守業務
- ④ 賃貸借期間終了時の機器のデータ消去及び搬出、運搬
- ⑤ その他、仕様書に定める作業

## 7 納入機器等の条件

---

本調達により納入する機器等の条件は以下のとおりとする。

- ① 本市で稼働中の他のシステム・機器に障害等を発生させないものであること。
- ② ノートパソコンは、保守の効率を考慮し、「1 ハードウェア等一覧」ごとに全台同一メーカーとし、同一モデルであること。
- ③ 未使用品であること。
- ④ 環境負荷等を考慮し、堺市グリーン調達方針に定める判断の基準を満たしていること。詳細は、堺市ホームページ [http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green\\_chotatsu.html](http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green_chotatsu.html) を参照のこと。
- ⑤ 借入機器については、現行導入機器（プリンタ機器／無線通信機器等）、現行導入ソフトウェアの稼働実績もしくは動作保証に基づいて選定すること。

## 8 機器等の納入

---

- ① 機器の運搬、搬入、設置等に必要な一切の諸経費については、賃貸借（リース）費に含むこと。
- ② 発注者が指定する場所へ指定する台数を納入すること。なお、納入場所は、堺市上下水道局本庁舎とする。
- ③ 納入設置スケジュールを作成し、発注者の承諾を得ること。また、発注者の指示に従って納入作業を実施すること。発注者からの指示が別途必要な場合は、何に関してどのような内容の指示が必要なのかを具体的に示すこと。
- ④ ノートパソコンの設定作業は、受注者内であらかじめ実施し、設定完了済みのノートパソコンを納入すること。発注者へ一括納入しての設定作業は作業場所が必要となるため認めない。
- ⑤ 納入するすべての機器に、発注者が指定する管理ラベルを貼付すること。また、設定内容及びMacアドレスと対応した納入機器一覧を提出すること。
- ⑥ 納入機器の当初不良に関しては、速やかに代替機（本仕様の要件をすべて満たすもの）を無償で提供すること。
- ⑦ 納入した全ての機器について動作確認テストを行ない、正常動作を確認すること。なお、動作確認テスト項目は、全ての借入機器が正常に動作することが判断できるよう、必要なテスト項目を適切に設定し発注者と合意すること。
- ⑧ 納入時に発生する段ボール等の梱包材については、受注者が持ち帰ること。
- ⑨ 動作確認作業において問題が生じた場合は随時、対応内容及び結果を含め詳細に報告し、賃貸借期間開始日前に問題を解決すること。また、必要に応じて借入機器に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。問題解決のために発生した費用は受注者が負担すること。
- ⑩ 発注者確認中に発生した機器障害について、賃貸借期間と同様の保守対応をとること。
- ⑪ 運用マニュアルをもとに借入機器等に関する操作説明を行い、発注者運用担当者への引継ぎを実施し、引継ぎ完了について発注者と合意すること。なお、運用マニュアル以外に借入機器設定情報及び操作・管理・点検に係わる各種手順書など必要なドキュメントがあれば合わせて納入すること。説明会等の日程は、発注者と協議し決定すること。
- ⑫ 借入機器等の設置、障害復旧等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。

## 9 納入期限等

---

- ① 下記の資料について、契約後速やかに提出し、発注者の承諾を得ること。また、変更が生じた場合は、発注者の承諾を得たうえ、速やかに修正し再提出すること。
  - マスタスケジュール
  - 借入機器等明細書
  - 借入機器詳細仕様
- ② 納入機器は、賃貸借期間開始までに納入すること。
- ③ 納入機器のうち、最低10台を平成30年1月10日までに発注者が行う一次テスト用に納品すること。
- ④ 納入機器のうち、最低10台を平成30年1月31日までに発注者が行う二次テスト用に納品すること。

## 10 設計、設定、構築、動作確認作業等

---

### (1) 全般

- ① 発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。また、担当者については、調達機器等の仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項への適切な対応ができる者を配置すること。なお、体制については、事前に発注者の承諾を得ること。
- ② 全ての作業において、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。また、全ての作業についてパラメタシート及びマニュアルを作成し提出すること。

- ③ 作業実施前には、必ず発注者と調整会議を開催し、作業内容等の確認を行うこと。また運用継続性を最優先として期間や作業仕様を発注者の指示に従って調整すること。
- ④ 作業に際しては発注者の通常業務、庁内LAN及び稼働中の業務システム等に影響を与える恐れがあるか十分に調査を行うこと。また、影響がある場合は、全体会議等にて事前にリスク等を明らかにし発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い責任をもって対応すること。
- ⑤ 各種設計、手順等発注者が指示する資料については、ドキュメント化したうえで発注者の承諾を得ること。
- ⑥ 既存のネットワーク環境、サーバ環境等の設定変更があった場合は、該当箇所を資料にまとめ、発注者に引継ぎを行うこと。また、発注者から既存の設定資料の提供が可能なものは、資料の修正を行うこと。
- ⑦ 発注者に提出する資料は、Microsoft Word2010、Microsoft Excel2010、Microsoft Power Point2010等により作成した再利用可能な電子ファイルをCD-ROMに記録したものを提出すること。主な対象は以下のとおりとする。
  - 展開計画書兼マスタスケジュール
  - 展開手順書
  - 端末パラメタシート
  - 作業完了報告書
  - マスタ機を複写するために利用するマスターイメージ

## (2) ノートパソコン

- ① 発注者が指定する要件（要求仕様）に基づき構成／設定を設計のうえ検証を行うこと。また、動作検証内容および結果について発注者の合意を得ること。なお、具体的な要件については、セキュリティ情報を含むため受注者にのみ提示する。
- ② 本調達で導入するノートパソコンから、上記要件に基づいたマスタ機を作成すること。
- ③ 作成するマスタ機は、他のパソコンが設定情報等を容易に複写できるようにすること。複写手法については、設定情報を保持した状態でのOS初期化が可能となるよう設計及び設定を行うこと。なお、複写作業の際に必要なライセンス等の一切の費用は賃貸借（リース）費に含むこと。
- ④ 作成するマスタ機は、ノートパソコンの障害復旧作業にも利用できるように設定情報等は汎用性を持たせること。
- ⑤ 発注者が指定するソフトウェアのインストールを行うこと。また、発注者環境を利用する上で必要となる設定を発注者の要求どおりに設計して事前に検証すること。なお、各ソフトウェアは発注者が保有するライセンスを使用して導入すること。詳細は別紙1「機器等仕様書」を参照すること。
- ⑥ 庁内LANにて既存で利用している以下のシステムが全て正常に稼働するよう設計、設定すること。また運用する上で必要となる設定は発注者の要件に基づき設計を行うこと。必要に応じて受注者にて疑似環境を準備すること。

### 【A】

- Microsoft System Center 2012 R2 Configuration Manager（以下、SCCM）
- Microsoft Windows Server Update Services 4.0（以下、WSUS）
- Microsoft Active Directory 2012（ドメインレベル2003）（以下、AD）
- Microsoft SharePoint Server 2013（以下、SPS）
- Microsoft Exchange Server 2013（以下、Exchange）
- Microsoft Dynamic Host Configuration Protocol（以下、DHCP）
- Fujitsu Systemwalker Centric Manager（以下、Centric）
- Fujitsu Systemwalker LiveHelp（以下、LiveHelp）

【B】

- SKYSEA Client View 11.3
  - FENCE-Works連携モジュールV02L02
  - VMWare HorizonClient 4.03
- ⑦ ドメイン設定、ネットワーク設定、BIOS設定、OS設定、WINS、DNSサーバへの参照機能、グループウェアサーバへの接続設定及び対応するためのブラウザ設定、インターネットへのアクセス、プリンタへの印刷設定、など、庁内LANを利用する上で必要となる設定について、別途提示する発注者の要件通り設計・構築して動作を確認すること。要件について、本市から具体的なパラメタを指示することはしない。現行端末の動作を基として、パラメタ設計を行ない、OS・レジストリ・ブラウザ・プロキシバック・ADサーバなど、必要箇所について設定を検討し設計すること。
  - ⑧ 本調達で導入するWindows10のOSを適切に管理できるよう、本市に導入済みのWSUS環境およびSCCM環境、KMS機能、ActiveDirectory環境について、アップデートを含め必要な設定を行うこと。既存環境には本市で利用中の別OSクライアントが多数存在しているため、既存環境の動作に影響やトラブルを出さぬよう、十分配慮して作業計画を行い本市の承認を得ること。
  - ⑨ 新規クライアント導入に伴うサーバ側の設定（ADのOU移動など）やリソース確保（DHCPのIP確保）など、必要作業を計画・設計すること。本市の指示に基づいて庁内LAN保守業者と連携しサーバ設定作業を行うこと。
  - ⑩ ⑥【A】について、サーバ側から正しくクライアントとして導入した全台が認識され、クライアントの各機能が正常に動作していることを確認し、本市にエビデンスを提出すること。また、正常に動作できていない場合、個別対応を行うこと。
  - ⑪ ⑥【B】について、VDI保守業者にて動作検証を行うため、本市の指示に基づいて検証できる端末を提供するなどの支援を行うこと。
  - ⑫ SKYSEAのデバイス再紐づけ作業を本市の指示の下で行うこと。
  - ⑬ 本市より別途指示する一部端末については無線LAN装置（発注者保有の既設アクセスポイント）の接続に必要な設定を行うこと。
  - ⑭ OSを含めた各ソフトウェアの動作仕様の確認や、不具合の調査などについては、受注者側で各ソフトウェアの調査に必要な体制や、サポート窓口を設けて問題解決をすること。
  - ⑮ 発注者にて稼働している個別業務システム（各所管課で導入した既存システム）及び関連ソフトウェア等が問題なく動作するように、対応する設定やプラグインの導入を行うこと。上記で設計した設定値と競合する場合には、本市および各所管課と調整すること。なお、詳細要件は受注者にのみ提示する。

## 11 保守業務

---

### (1) 保守概要

賃貸借期間中において、借入機器により稼働しているシステムが常に完全な機能を保つように保守作業を万全に行うこと。また、保守作業にあたっては、発注者との円滑な協力体制を実現すること。

### (2) 保守体制

- ① 保守体制及び保守連絡先は、契約後速やかに文書で提示し、発注者の承諾を得ること。
- ② 発注者との連絡調整を行う窓口を設置すること。担当者については、調達ハードウェアの仕様を熟知し、発注者からの質問及び調整事項に対し適切な対応ができる者を配置すること。
- ③ 保守要員は、機器設置場所へ2時間以内に到着できる拠点に常時待機させ、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- ④ 保守サービス時間帯は平日の発注者業務時間内とし、障害コール後、概ね2時間以内に借入機器設置場所に到着し保守作業の対応ができること。

- ⑤ 発注者業務及び稼働中の業務システムに影響があると考えられる作業を実施する場合、予め作業内容・作業日時等を発注者に報告・協議を行ない、発注者の承諾を受けた上で実施すること。

### (3) 保守の内容

- ① 保守部品（付属品含む）を常時保有するとともに、概ね2時間以内に借入機器設置場所への供給が可能であること。なお、交換部品については無償とすること。
- ② 発注者からの電話等での問い合わせ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、速やかに対応すること。
- ③ 障害時の連絡対応、調査及び障害切り分け作業を行うこと。
- ④ 今回調達する機器に起因する可能性がある障害発生時は迅速に対応し発注者と連携をとること。
- ⑤ 障害発生時における不良箇所について部品手配および部品交換を行うこと。（午前中に連絡した場合は当日中、午後連絡した場合は翌開庁日午前中を期限とする）
- ⑥ 障害時の部品交換作業等は借入機器設置場所で実施すること。持ち帰り作業が必要な時は、機器がワイヤーロック等で施錠されている場合があるため、借入機器設置部署の指示に従うこと。
- ⑦ 障害時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合は、強磁力の照射や物理的破壊または乱数等の複数回書き込み等によるデータの完全消去などの処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を実施し、適切に処分すること。また、記録データを完全に復元不可能とする処理方法について事前に発注者の承諾を得たうえで、処分後、書面により処理方法及び処理結果について報告を行うこと。
- ⑧ 部品交換作業後、必要となるOSの設定及び動作確認作業を実施すること。
- ⑨ 納入機器のうち、賃貸借期間中に交換が必要な消耗部品がある場合は、その交換について交換スケジュールを提示し発注者の了承を得た上で実施すること。また、部品及び作業に係る費用は賃借（リース）料に含むこと。
- ⑩ 保守対応後は、稼働立ち会いを実施すること。
- ⑪ 保守作業実施時には、保守内容等を記載した報告書を提出すること。また、障害原因の詳細な報告及び障害予防対応についても、発注者の求めに応じ誠実に対応すること。
- ⑫ 借入機器のファームウェアの版数、設定内容等を文書で管理するとともに、保守作業に伴い修正が生じた時は文書の整備を行い、常に最新の状態に保つこと。また、発注者が求める場合には、当該文書を提供すること。
- ⑬ 借入機器のうち、ノートパソコンについてハードディスク障害等によりソフトウェアの再インストールが必要になった場合は、マスタ機の設定情報からの復元を行う等により速やかな復旧を行うこと。
- ⑭ 借入機器が動作するために必要なファームウェア等の更新がある場合には、更新作業を実施すること。ただし、事前に更新の内容を発注者に明らかにするとともに、発注者及びシステム開発業者と協力し、発注者システムに影響を与えないことを確認したうえで作業を実施すること。システム開発業者等の詳細は受注者に別途提示する。
- ⑮ システム保守業者からの技術情報の提供要求に対して、調査および情報開示を行うこと。
- ⑯ リース期間内に5回分のノートパソコンの過失による液晶破損による交換費用を含むこと。（ただし、次に規定する動産保険を利用しても良い。）
- ⑰ 各年に最低1回はマスタ機を更新し、その複写のために用意するマスタイメージも併せて更新すること。
- ⑱ 特に記載のない作業についても、借入機器に障害が発生しないように必要に応じて実施すること。

## 12 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借契約期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。

### 13 賃貸借期間終了後の取り扱い

---

#### ① ノートパソコン

- ハードディスクの破壊または乱数等の複数回書き込みによるデータの完全消去などの処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を実施すること。
- 機器ごとに処理結果を一覧表等にまとめ発注者へ報告をした上で適正に処分すること。
- 撤去やデータ消去等にかかる一切の経費は賃貸借（リース）費に含むこと。なお、ライセンス提供されたものは発注者に帰属すること。

### 14 賃借料の支払い

---

本業務に係る受注者に支払うこととする。

### 15 賃借料以外の費用負担

---

発注者は、契約書に定める以外の費用は一切負担しない。

### 16 機密保護

---

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。また、個人情報等の保護に係る誓約書等、発注者が定める書類を提出しなければならない。

### 17 その他付帯事項

---

- ① OA室に入室する必要がある業務又は借入機器の保守に関する業務を第三者に委任し、又は請負わせること（以下「再請負」という。）により業務を履行しようとする場合は、再請負先（複数可）、再請負の内容、その他発注者が必要と認める事項を所定の書式により届け出て、あらかじめ承諾を得なければならない。ただし、発注者が必要でないとする場合はこの限りではない。なお、再請負先がさらに再々請負を行うことは認めない。
- ② 受注者は本業務に携わる者を、契約締結後速やかに発注者に所定の様式により届け出ること。

### 18 その他

---

- ① 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- ② 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ解決するものとする。
- ③ 別紙2「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守すること。

別紙1 機器等仕様書

1 ハードウェア等一覧

No	機器	数量	備考
1	ノートパソコン	146	

2 機器詳細仕様

(1) ノートパソコン

① ハードウェア

No	項目	仕様
1	基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ノートブックタイプとすること。</li> </ul>
2	CPU	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インテル Core i5-6300Uプロセッサ (2.4GHz)と同等以上のスペックを有すること。</li> </ul>
3	メモリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メインメモリは、8GB以上を搭載すること。</li> </ul>
4	ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 512GB以上のフラッシュメモリディスクを搭載すること。</li> <li>● 暗号化機能付であること。</li> </ul>
5	LANインターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tに準拠したインターフェイスを有すること。(規格はRJ-45)</li> </ul>
6	無線LANインターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IEEE802.11 (a/b/ g/n/ac /n/ac)に準拠したインターフェイスを有すること。</li> </ul>
7	Bluetoothインターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Bluetooth V4. 1に準拠したインターフェイスを有すること。</li> </ul>
8	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 15.6型ワイド液晶ディスプレイであること。</li> <li>● 1366 ×768 ドット以上で1,677万色以上表示できる機能を有していること。</li> </ul>
9	キーボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OADG準拠もしくは同等仕様 (JIS標準配列) で、Windows, アプリケーションキー付であること。</li> <li>● バスタブ構造のキーボードであること。</li> </ul>
10	ポインティングデバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フラットポイントを有すること。</li> </ul>
11	セキュリティチップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TCG Ver2.0に準拠していること。</li> </ul>
12	Webカメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効画素数約92万画素以上のスペックを有すること。</li> </ul>
13	その他インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外部CRT用インターフェイス (アナログRGB Mini D-SUB 15ピン) を有すること。</li> <li>● HDMI出力端子インターフェイスを有すること。</li> <li>● USBインターフェイスを二つ以上有すること。うち一つはUSB3.0に準拠していること。</li> </ul>
14	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グラフィックアクセラレータはIntel® HD Graphics 520以上のスペックのスペックを有すること。</li> <li>● サウンド機能を有すること。また、φ3.5mmステレオ・ミニジャック (ヘッドフォン・ラインアウト兼用端子インターフェイス) を有すること。</li> <li>● バッテリーの稼働時間は、2時間以上保持できること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電源OFF時の待機電力を限りなく0に近づけることができること。</li> <li>● BIOS単体による外部通信を行う機能及びOS領域等のデータを書き込む機能有してないこと。なお、これら機能を無効化する事で実現することは不可とする。</li> </ul>
--	--	--

② ノートパソコンソフトウェア

No	項目	仕様
1	基本ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Microsoft Windows10(LTSB)Enterprise 64bit</li> <li>● Microsoft Office 2016 Professional 32 bit</li> <li>● Symantec Endpoint Protection</li> <li>● Fujitsu Fujitsu Systemwalker Centric Manager</li> <li>● Microsoft System Center Configuration Manager Agent</li> <li>● Internet Explorer 11</li> <li>● Adobe Reader DC</li> <li>● Adobe Flash Player</li> <li>● VLC メディアプレイヤー</li> <li>● +Lhaca</li> <li>● Microsoft Silverlight</li> <li>● Microsoft Access Snapshot Viewer</li> <li>● SKYSEA Client View</li> <li>● FENCE -Works 連携モジュール</li> <li>● VMWare Horizon Client</li> <li>● さくらエディター</li> <li>● Microsoft Microsoft 社等で公開されているWindowsおよびOffice製品等の追加・修正パッケージ</li> <li>● 各種プリンタドライバ</li> <li>● JIS90 互換フォントファイル</li> <li>● など</li> </ul>

※各ソフトウェアは発注者が保有するライセンスを使用して導入こと。

※Fujitsu Systemwalker Centric Managerについては、ノートパソコンの数量分のクライアントライセンスを受注者側で購入し、発注者に提供すること。

※セットアップに必要な設定情報は、納入までに発注者と協議し発注者の了解を得ること。

※JIS90互換フォントファイルは別途本市が調達するファイルを使用すること。



## 別紙 2 暴力団等の排除について

### 1 入札参加除外者を委任又は請負先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を、委任又は請負先並びに受注者及び委任又は請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任又は請負先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任又は請負先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2 委任又は請負先等との契約の締結について

受注者は、委任又は請負先等との再契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる委任又は請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び委任又は請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、委任又は請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任又は請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者、委任又は請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。